

CASE

06

CMモデル募集に合格 レッスン料20万円を支払ったのに 仕事なし。 レッスン料は返してもらえるか。

トラブルの事例

「CMモデル募集」の折り込み広告に応募し、テストを受けたところ合格の通知が来ました。事務所にし向いたところ、いつ仕事に来てもいいようにレッスンを受けてほしい、レッスン料50万円を20万円にするし、1回10万円くらいの仕事はどんどん入るから大丈夫といわれ契約しました。確かにレッスンはありましたがビデオを観るだけ、仕事の依頼もまったくありません。説明の内容と違うのでレッスン料20万円を返してほしいのですが、できるでしょうか。(女子学生2年)

解決策

必ず仕事があるという説明をされているので、業務提供誘引販売取引に該当するにもかかわらず、同取引の書面交付がされていませんでした。また、広告にレッスン代が必要との表示がないので、広告の表示義務違反にあたるなど問題点があることから、大学からその芸能プロダクションにその旨を伝えると共に、本人より書面でクーリング・オフの通知を出させ、返金させることができました。

POINT — ●ここがポイント

簡単なアルバイト感覚で「契約」をしてしまう学生が多いので、安易な契約はしないよう日ごろから啓蒙。業務提供誘引販売取引に該当する場合は、20日間のクーリング・オフを記載した契約書面が交付されていないければ20日を過ぎてもクーリング・オフが可能なので、こうした知識も学内情報誌などを通じて周知させる。